

福岡絆プロジェクト構想委員会

絆の制度化に向けた

福岡絆プロジェクト計画

パーソナルサポーターによる持続性のある伴走的コーディネート体制構築

2010年8月10日現在

1) 事業名

「福岡市における野宿状況および不安定居宅状況にある困窮孤立者、および若年生活保護世帯の自立を支援し、自立後の地域生活を安定的に営むために持続性のある伴走的コーディネートを可能にする絆の制度化に関する実験的事業」

※略称「福岡絆プロジェクト」

2) 支援対象者

- ①ホームレスおよびホームレス状態から自立した者
- ②生活保護受給者で若年就労可能者(被保護者世帯区分・その他)

※その他可能性を追求する課題

⇒多重債務者・自殺ハイリスク層

【具体的には】

- ・福岡市委託巡回相談から紹介された者
- ・各支援団体が行っている相談で連携が必要な者
- ・絆の窓口担当者が独自に行う巡回にて相談を受けた者
- ・福岡市就労自立支援センターから退所した者
- ・抱樸館福岡から退所した者

3) 事業の目的

従来 of 日本社会において困窮状態に陥った者に対する支援は、その家族によって多くが担われてきた。そこにおける家族とは、衣食住、医療や経済などのサービスを直接提供する「受け皿としての役割」を担うと同時に、家族の状態に合わせ必要とされる社会的資源の活用をコーディネートする「伴走的支援の役割」を担ってきた。

しかし、今日従来の家族的枠組みが崩壊した。また、日本社会における「身内の責任論」の中で、多くの家庭が家族の問題を孤立無縁の中で抱え込み、絆を崩壊させてきた。

このような家族崩壊の現状が進む中、直接的な支援を提供する受け皿的機能は、不十分ながらも多くの社会的資源が開発され活用されてきた。社会的セーフティネットや介護保険制度等はその例である。しかし、持続性のある伴走的コーディネートの機能については、現状において誰に担われることもなく放置された。

失われたままである伴走的支援体制を旧来の家族的枠組みではなく、社会保障の仕組みとして構築するための「絆の制度化」の必要が高まっている。本事業は、その失われた絆を社会保障制度の枠組みにおいて構築するための「絆の制度化」に向けた仕組みを模索するための実験的事業である。

具体的には、ホームレス状態となった人々および失業等で困窮状況となり生活保護受給となった稼働年

年齢の自立のために必要なケアプランを作成し、プランを実行するために伴走的コーディネートを実施する要員として絆支援員(PS:パーソナルサポーター)を配置することによって、自立促進および自立後の生活の安定化を図るものである。

4) 構想委員会

「絆の制度化」に向けた制度設計のため、構想委員会を立ち上げた。メンバーは以下の通りである。

委員長	山崎克明(北九州市立大学名誉教授)
副委員長	奥田知志(北九州ホームレス支援機構理事長)
メンバー	【研究者】 稲月 正(北九州市立大学教授) 垣田裕介(大分大学准教授) 【地域団体】 福岡市社会福祉協議会(松尾) NPO法人福岡おにぎりの会(郡島・近藤) NPO法人すまいの会理事・福岡就労支援センター長(安達) 福岡ホームレス支援居宅支援の会(山崎・奈尾) 生活協同組合連合会グリーンコープ連合(片岡) グリーンコープ生活協同組合ふくおか生活再生相談室(行岡) NPO法人美野島めぐみの家(瀬戸) NPO法人 北九州ホームレス支援機構(森松) 社会福祉法人グリーンコープ抱樸館福岡(青木) 福岡県弁護士会(平田弁護士) 福岡県社会福祉士会 ビッグイシュー福岡 【事務局】 江田初穂(NPO法人 北九州ホームレス支援機構総務) 【オブザーバー】 福岡市保健福祉局(福岡) 福岡県福祉労働部保護・援護課(参加未確定)

《構想委員会開催期間》

2010年7月～2010年9月

毎月1回程度の開催。(現在4回開催)

主な役割

- ①構想委員会の基本計画に関する提言を福岡市に提出
- ②実行計画づくり
- ③事業共同体の立ち上げ
- ④プラン実行後の検証(事業共同体にて実施)

5) 事業の8つの柱

① 絆の総合相談事業

ワンストップ型の総合相談窓口

② 絆の台帳事業

困窮者支援の総合的データベース(困窮者本人の了承前提)

NPO 法人北九州ホームレス支援機構が開発したデータソフトを使用

③ ケアプラン作成事業

総合的段階的ケアプランの作成

2か月目、6か月目、1年目、その後1年毎のリプラン

④ 絆のネットワーク事業

サービス提供を行う受け皿のネットワーク構築

但し、本来は受け皿事業体相互のネットワークを構築すべきであるが、今回の実験事業では期間が短いため、市内の受け皿事業に関する情報を集約したデータベースを作成する。

⑤ 絆の支援員事業

絆統括(SPS)1名

⇒事業全体の統括

絆部長1名

⇒絆支援事業のトップ

絆主任2名

⇒絆支援員のリーダー

絆支援員10名

⇒二つのグループに分ける

⑥ 絆の育成事業

育成主任1名

支援員育成講座の実施

育成テキスト開発

⑦ 事務局事業

⑧ 絆の検証事業

第一次評価 2011年7月

第二次評価 2012年3月

6) 伴走的支援事業の大枠の流れ

第一段階

絆の総合相談

- ・福岡市巡回相談からの相談受付
- ・各支援団体等からの相談受付
- ・独自巡回による相談受付

第二段階

絆の台帳作成

- ・基礎データベースの作成

第三段階	ケアプラン作成 ・ケアマネジャーによるケアプラン作成
第四段階	絆の支援員による伴走的コーディネート ・絆の受け皿ネットワークとの連携
第五段階	ケアプランチェック
第六段階	ケアプランの見直し
第七段階	絆 A（公的絆）⇒絆 B（地域的絆）への移行

7) 事業内容と具体的役割

【絆の窓口事業】

- 1) 要員 名称⇒「絆ケアマネジャー」
- | | |
|------------|----|
| 主任絆ケアマネジャー | 1名 |
| 絆ケアマネジャー | 1名 |

2) 業務

①絆の総合相談事業

困窮者の総合相談窓口

【相談受付のルート】

- A.直接・・・ケアマネジャーによる巡回
- B.福岡市巡回事業からの紹介
- C.福祉事務所からの紹介
- D.各支援団体からの紹介

②絆の台帳作成

- ⇒紹介者よりアセスメントシート受取
- ⇒被支援者に関するデータベースを作成（本人了承が条件）
- ⇒連携団体間でどのように共有するか？
 - セキュリティ確保をどうする
 - システムの共有をどうする
- ⇒使用ソフトに関しては NPO 法人北九州ホームレス支援機構が作成した「困窮者支援データソフト」（仮称）を使用する

※北九州市立大学浅羽先生（基盤教育センター情報部門）の協力を得て作成。10月完成予定。著作権は NPO 法人北九州ホームレス支援機構。今回の事業での使用に關しての契約をどうするか？

③ケアプラン作成

- ⇒個々人の被支援者に関してケアプランの作成
- ⇒ケアプランとその実施結果がデータベースとリンクする
- ⇒ケアプラン作成時のケースカンファ参加予定者
 - 1) ケアマネジャー
 - 2) 紹介者

- 3) 絆部長
- 4) (被保護者の場合) ケースワーカー
- 5) その他 (介護ケアマネなど)

⇒当初のケアプランの期間

支援開始から2ヶ月間 (おちつくまで: 関係作り)

④ケアプランの決裁

⇒主任ケアマネジャーはケアプランを絆部長に提出

⇒絆部長によってケア実行が絆主任に指示される

⇒担当する絆支援員の選定は、絆主任と相談の上、絆部長が決定

⑤ケアプラン達成チェック

⇒毎月ケアプランの実行達成に関してチェック

⇒チェックは絆部長が担当

⑥リプラン

⇒絆ケアマネジャーが実施

⇒二ヶ月目、六ヶ月目、一年目、その後半年ごとにケアプランを改定する

⇒本人、担当者を集めてケースカンファの実施

担当者・・・担当絆支援員、絆主任、絆部長

⇒リプランを絆統括に提出

⇒絆統括の決裁を経て、絆部長へ指示、以後上記④と同様。

⑦絆のネットワークのための地域資源リスト作成

⇒地域資源に関する情報の一元化

福祉情報、公的施策情報、不動産情報、NPO 情報、

病院情報、介護事業所、法律家情報、その他

⇒絆支援員が活用しやすいようにデータベース化する

【絆支援員育成】

①要員 「育成主任」

育成主任 1名

②育成プランの作成

③テキスト (マニュアル) の開発

⇒社会制度から対人援助論まで広く

④支援員向け研修会の開催

⑤スタッフに関する人材評価と対処を絆統括に報告

⑥絆統括は、部長と相談の上、必要な措置を講じる

【絆支援員】

①要員 名称 「絆支援員」

絆支援員 8名 (4名×2チームを設置)

②基本的業務

⇒伴走的コーディネーター

⇒活用できる社会資源がない場合の直接支援

例) 金銭管理、訪問、病院付添など

⇒業務内容について

NPO 法人北九州ホームレス支援機構のアフターケア事業に関するサービス内容をベースにマニュアル化する。

③担当人数目安

⇒絆支援員 1名⇒20名を担当

⇒18カ月の支援対象総数180～200名

※期間中に一定の成果(評価)を出す必要があるため、パイロット期間は対象者上限を決め、際限なく増やすということはない。

すなわち実験事業の目的は「一定の方に対して一定期間伴走型支援を付けることによって自立及び地域生活の安定的継続がどのように可能か」である。

【絆統括の役割】

①要員 名称「絆統括」(内閣府の言うSPSに当たる)

絆統括 1名

②全体の統括

③ケアプランの最終確認

④ケアプランの達成についての絆部長報告の決裁

⑤リプランの承認

⑥絆部長へリプラン実行の指示

⑦渉外業務(行政窓口、地域資源の開拓)

⑧検証チームとの連携

⑨共同事業体理事会等への報告

【絆部長の役割】

①絆ケアマネジャーからケアプランを受け、チェック、修正。

②ケアプランを絆統括へ報告

③絆主任と相談の上担当する絆支援員を選定

④ケアプラン実行指示

⑤毎月ケアプラン達成具合チェック

⑥ケアプランの改定時のケースカンファレンス参加

⑦絆統括への報告

⇒業務報告・・・日報を絆統括へ毎日報告、特にケアプランのチェック報告

⑧絆ケアマネジャーとの連携によるリプラン実施

⑨リプランの指示

⑩絆主任対応困難ケースへの支援介入

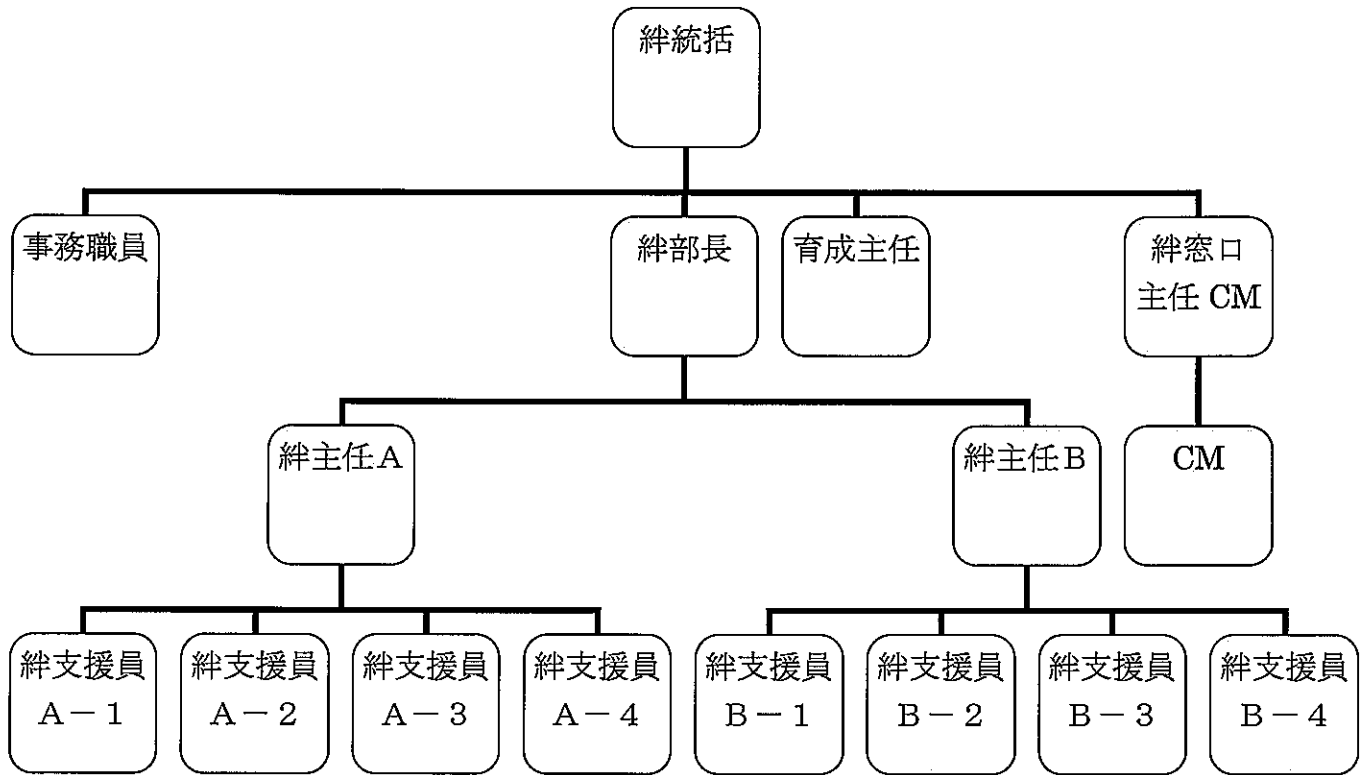
【絆主任の役割】

①要員 名称「絆主任」

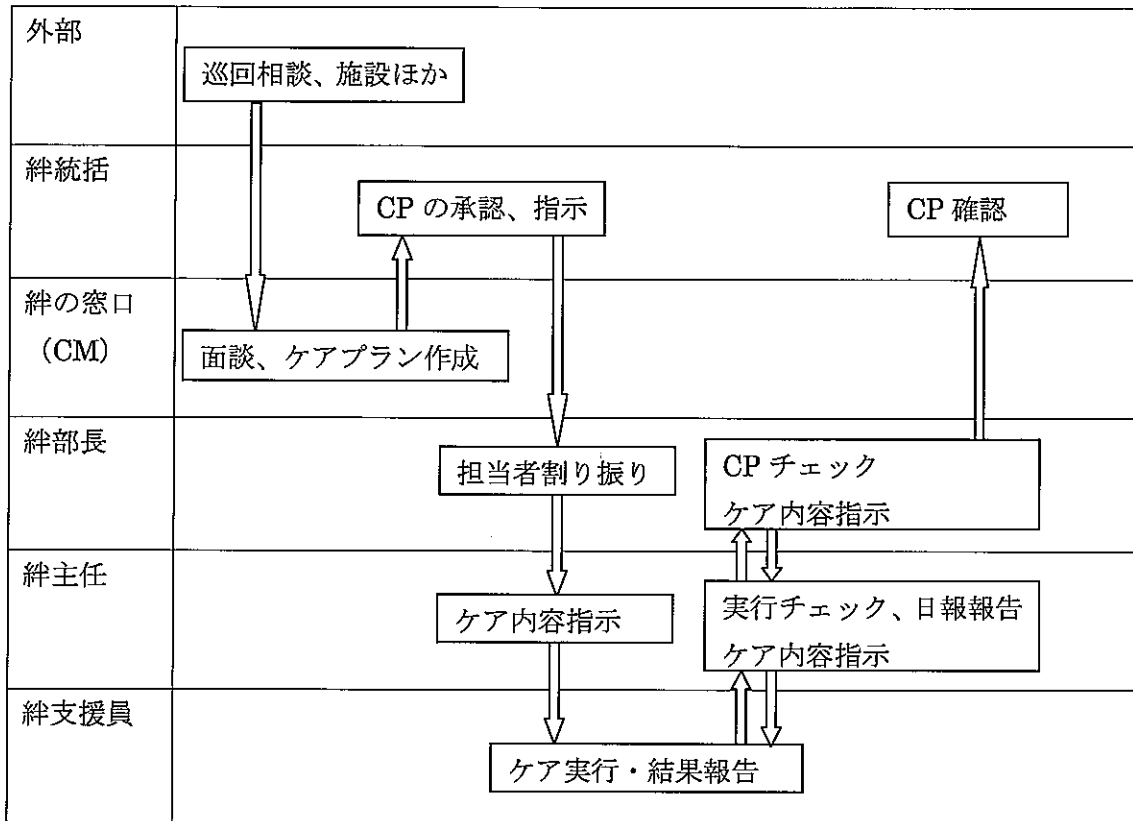
絆主任 2名



福岡絆プロジェクト組織図



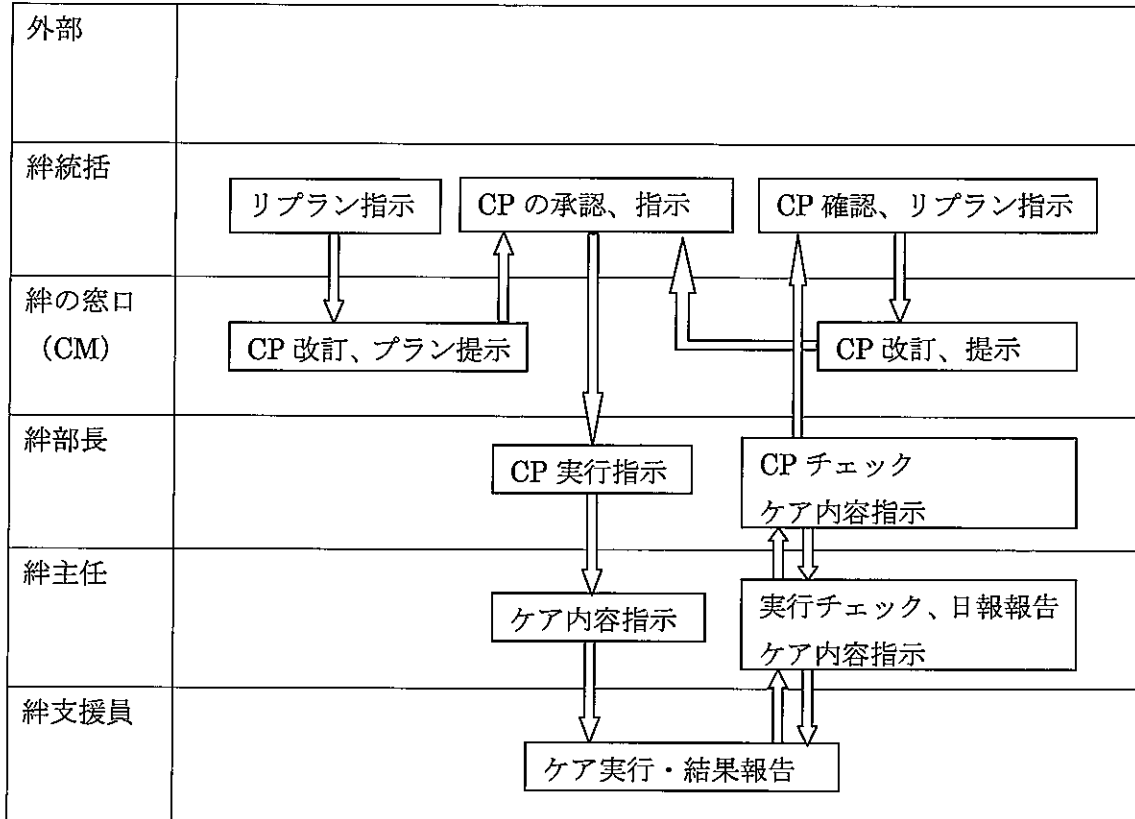
PS 概略図 (受入からケアプラン実行まで)



ケアプラン A を作成し、実行をする。

ケアプラン A は、出会いから 2 カ月間の期間で「絆支援員との関係作り」を中心に行う。

PS 概略図（ケアプランの改訂と実行）



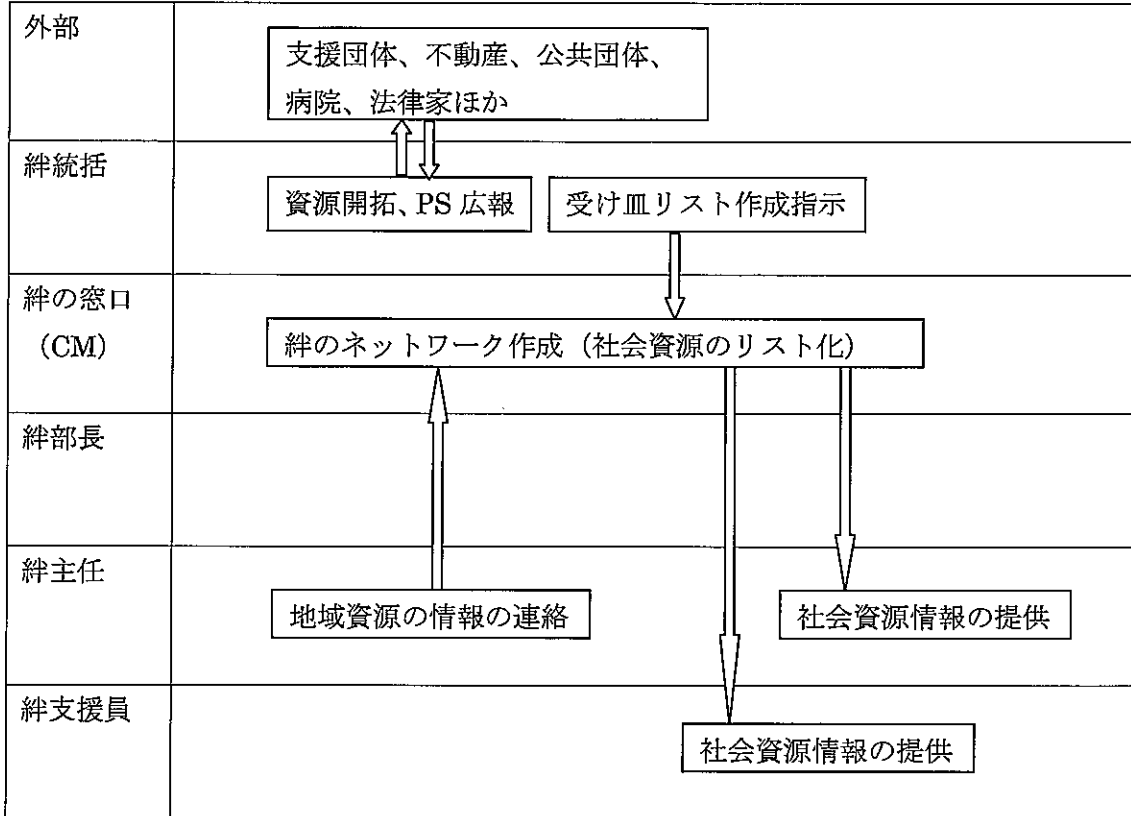
「関係作り」を中心としたケアプランを2ヶ月後、6ヶ月後、1年後に改訂する。

ケアプラン B（3ヶ月～6ヶ月） 生活基盤の安定と自立

ケアプラン C（7ヶ月～1年） 地域との関係作り、地域での生活

プラン改訂（リプラン）の流れは、B、Cともに同じである。

PS 概略図 (受け皿の開拓)



【参考】

現在北九州ホームレス支援において実行している
ホームレス自立支援に於けるデータベース台帳管理について

『ホームレス自立支援台帳』

ホームレス巡回相談指導員によるホームレスへの面談・対応により作成

【目的】

自立支援、主に居宅設定に必要な基礎情報の収集管理
支援関係先への情報提供

【内容】

- ・野宿に至る経緯、野宿生活状況、職歴、健康状態、年金情報、家族状況などを記録
- ・路上および相談会来所時の面談記録

【課題】

※支援のもっとも基礎的な情報となるが、主に自己申告に基づくため、確定的情報としては不十分。偽名や記憶違いなど判定できない。

『自立支援センター 生活相談台帳』

巡回情報提供、および自立支援センター生活相談指導員による入居者への面談、対応により作成

【目的】

就労および自立に必要な基礎情報の収集管理
支援関係先への情報提供

【内容】

- ・健康状態、生活状況、借金情報、年金情報などを記録（巡回相談より引継ぎ）
 - ・求職活動状況、受診状況などを記録
- ※自己申告情報に基づき、関係先との連絡調整により確定情報を収集する。
※病院や就労先との連携により、必要な情報を集約し記録する。

【課題】

※引き継がれる巡回相談員による聞き取り情報と対応記録は、本人承諾の上紙資料により回付される。
(再入力が必要)

『自立生活サポート台帳』

巡回相談指導員と自立支援センター生活相談指導員による情報提供、および自立生活サポートセンター生活支援員による、自立者への面談、対応により作成

【目的】

自立後支援、主に、自立生活継続のために必要な情報収集と管理を目的とし、同時に個別面談の実施状況を把握する。

多角的な支援体制を構築するための関係先情報管理。

【内容】

- ・健康状態、生活状況、借金情報、年金情報などを記録（生活相談より引継ぎ）
- ・生活場所、病院受診、家族友人、借金、金銭管理、貴重品預かり、就労先、障害、訪問サービス、免許資格、などを記録

※上記記録は変化するため、変遷を把握するため変更時には記録を追加していく。

- ・サポート面談、対応状況を記録

※面談、訪問、同行などによる本人面談記録を記録し、時期や回数、対応内容を把握し、個別対応状況を把握する。

【課題】

※引き継がれる巡回相談員と生活相談員による聞き取り情報と対応記録は、本人承諾の上紙資料が回付される。（再入力が必要）

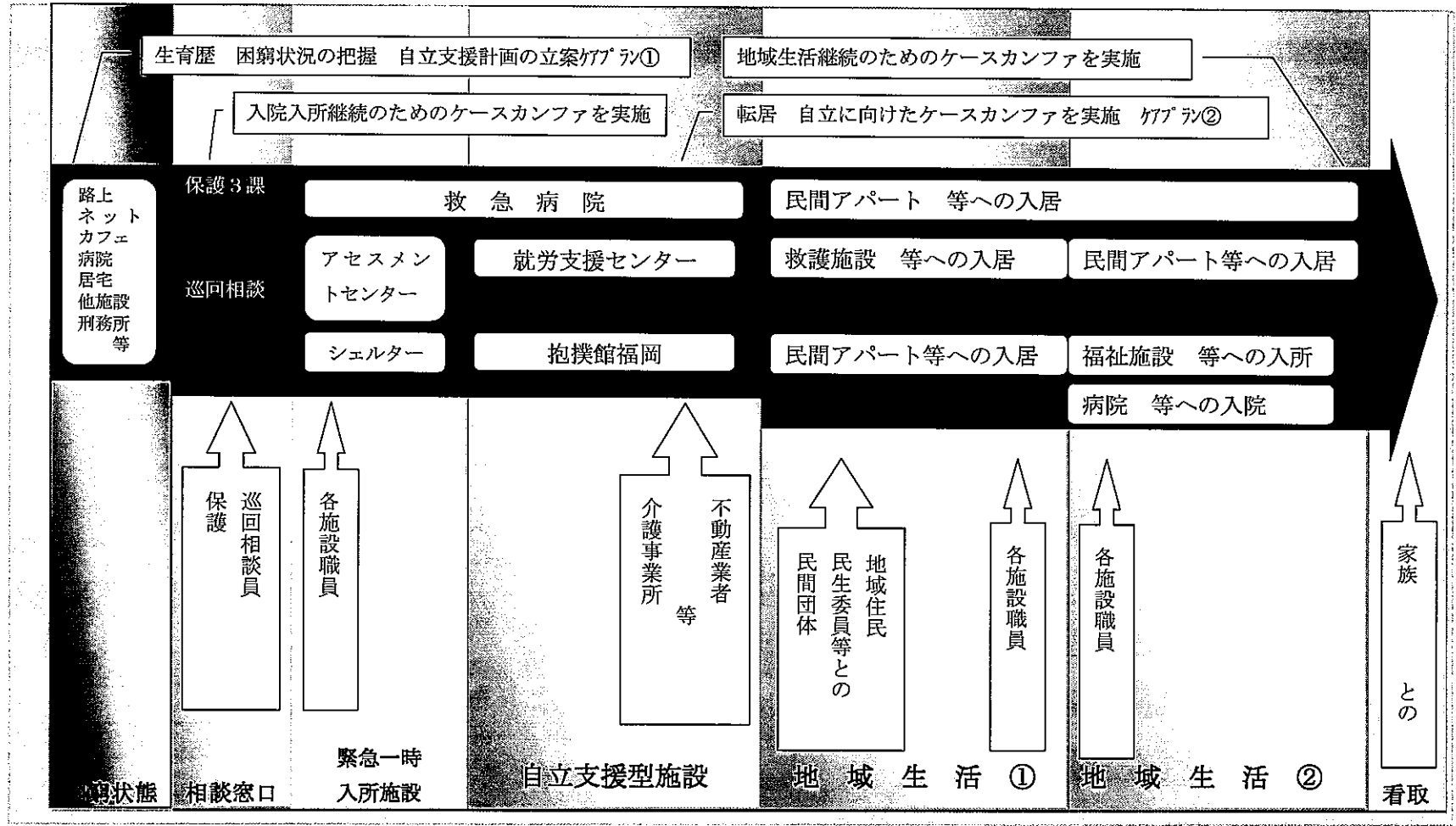
※実対応と同時に、記録入力作業に時間を要する。

※情報量が膨大になり、システムメンテナンスに力量を要する。

データベースを活用することの利点

- ・担当職員内での情報共有を容易にし、相談対応を円滑に進めることが可能。
- ・相談内容を類型化することにより、必要な情報を即時抽出することが可能。
- ・対象を総体として把握でき、相談者の抱える諸課題の傾向を把握したり、現在状況をチェックすることが可能。

※一元化されたデータベースを活用することにより、情報引継ぎが短縮され、トータルサポートをより円滑に進めることが可能となる。



生育歴 困窮状況の把握 自立支援計画の立案プログラム①

地域生活継続のためのケースカンファを実施

入院入所継続のためのケースカンファを実施

転居 自立に向けたケースカンファを実施 プログラム②

路上
ネット
カフェ
病院
居宅
他施設
刑務所
等

保護3課

救急病院

民間アパート 等への入居

巡回相談

アセスメン
トセンター

就労支援センター

救護施設 等への入居

民間アパート等への入居

シェルター

抱撲館福岡

民間アパート等への入居

福祉施設 等への入所

病院 等への入院

保護
巡回相談員

各施設職員

介護事業所
不動産業者
等

民間団体
民生委員等との
地域住民

各施設職員

各施設職員

家族
との
看取

現状

相談窓口

緊急一時
入所施設

自立支援型施設

地域生活 ①

地域生活 ②